

## 要求書受領に係る対応概要

課所等名	日 時	場 所	出席者		発言要旨
			当局側	職員団体側	
総務課	平成25年3月13日(水) 17:30～17:40(10分)	稚内開発建設部 3階 専用会議室	稚内開発建設部  次長(総務担当) 阿部浩二 総務課長 津畠正幸 総務課長補佐 佐藤賢一	全北海道開発局労働組合 婦人部稚内支部  支部代表者 山崎春美 連絡員 石神淑恵	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員団体側から 2013年春闘統一要求及び独自要求は、部員の切実な要求をもとに作ったものであり、当局として責任ある対応をお願いしたい。</li> <li>○当局側から 交渉議題については、予備交渉において整理することとする。</li> </ul>

全北海道開発局労働組合婦人部 2013年春闘統一要求書

稚内開発建設部長 難波江 完三 殿

2013年3月13日

全北海道開発局労働組合婦人部稚内支部  
支部代表者 山崎 春



# 全開発婦人部2013春闘統一要求書

一、健康で文化的な生活を営むための最低限度の保障をすること。

- 1 義務教育にかかる父母負担をなくするとともに、すべての教育にかかる公費負担を増やすこと。
- 2 児童手当を改善し、確実に実行すること。
- 3 出産にかかる費用の一切を国費負担とすること。当面、出産費を増額すること。
- 4 公立の産休あけ保育所、および学童保育所を設置し、その内容の充実（国の基準を上げる）をはかること。
- 5 社会保障制度の改悪を行わず、内容の充実をはかること。特に次の改善を早急に行うこと。  
①介護保険法 ②医療保険制度 ③公的年金制度

二、勤務条件を改善し、意欲的に働く職場にすること。

- 1 業務量に見合った要員を確保するとともに、これ以上の組織の統廃合及び定員削減を行わないこと。
- 2 民主的な公務員制度改革の実現をはかること。
- 3 産休代替を確保すること。
- 4 準職員を定員化し、勤務条件を改善すること。
- 5 配偶者の転勤にあたっては、希望する場合は夫婦ともに転勤できるよう考慮すること。
- 6 人事については民主的・公平・公正を行い、特に部内昇任を拡大すること。また、採用、配置、昇任など、職場における男女差別をなくすること。
- 7 VDT作業にあたっては、指針を徹底させるとともに、勤務条件を改悪させないこと。
- 8 希望者を全員宿舎・独身寮に入れること。また改善の必要がある場合は早急に行うこと。

三、労働基準法、人事院規則を改正し、母性保護、権利を拡大すること。

- 1 男女がともに家庭責任を担える勤務条件を確保するとともに、実効ある男女共通規制を行うこと。
- 2 生理休暇を特別休暇とすること。
- 3 休暇を新設し、制度を改善すること。  
新設 ①遠隔地通院休暇 ②妊娠障害休暇 ③更年期障害休暇 ④子どもの健診・予防接種時の休暇
- 4 改善 ①配偶者の産後休暇を二週間 ②産前休暇を八週間 ③多胎出産の産後休暇を一〇週間 ④結婚休暇 ⑤忌引休暇 ⑥追悼のための休暇
- 5 育児休業制度、介護休暇制度及び看護休暇制度の内容の充実をはかること。

と。

5 保育時間を一日二回それぞれ一時間とし、このための交通に要する時間も認めること。

6 すべての検診を全員が受診できるようにするとともに、内容の充実をはかること。

四、職場要求は誠意をもって解決すること。

全北海道開発局労働組合婦人部稚内支部  
2013春闘独自要求書

- 1 産前休暇・産後休暇・育児休業の申し出があった場合は、該当職場で十分な話し合いがなされるよう課所長に周知・指導すること。必要な代替要員を配置し、職員の心身の負担を軽減すること。また、職員が職場復帰できるよう最大限努力すること。
- 2 健康安全管理計画で、検診実施時期を早期に示すとともに、希望者については全員受診させること。

稚内開発建設部長 難波江 完三 殿

2013年 3月 13日

全北海道開発局労働組合婦人部稚内支部  
支部代表者 山崎 春美

